

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第五号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十年広島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号イ中「百分の九十九・六五」を「百分の九十七・九九」に改め、同号ロ中「百分の九十九・八三」を「百分の九十八・一六」に改め、同項第二号イ中「百分の九十九・六五」を「百分の九十七・九九」に改め、同号ロ中「百分の九十九・八三」を「百分の九十八・一六」に改め、同項第三号イ中「百分の九十九・六五」を「百分の九十七・九九」に改め、同号ロ中「百分の九十九・八三」を「百分の九十八・一六」に改め、同項第四号イ中「百分の九十九・六五」を「百分の九十七・九九」に改め、同号ロ中「百分の九十九・八三」を「百分の九十八・一六」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。